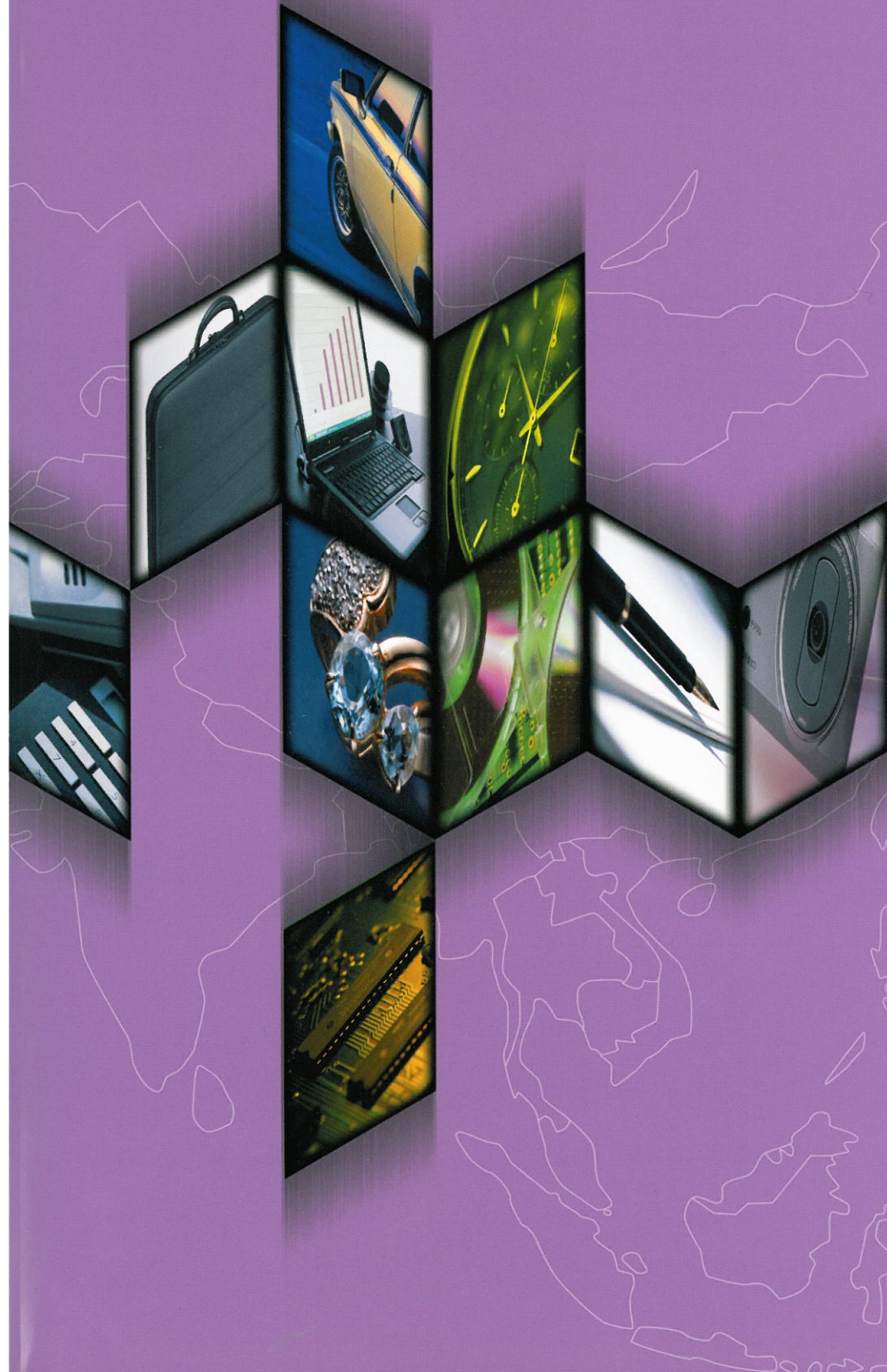


JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

第3章 模倣に対する救済措置

第1節 概要

イランでは外国製品および国内製品の模倣品は極めて多いといえることができる。その理由を探してみれば、それはオリジナル商品を作る進取の気性が欠けているといえるのではないだろうか。

模倣行為とは海賊行為、ニセモノ商品の使用、先行する登録あるいは先使用のように見せかけること、(本物の)体裁を装うこと、欺瞞的行為、詐称通用、輸入、正規の出所について需要家を混同させるようなその他のいかなる虚偽の行為を含んでいる。

(真正品と)類似あるいは同一の商標を付けた輸入品を外国(主として極東の国、特に中国)に発注するが、その商品あるいはパッケージに偽造の商標を付されることが起こっている。勿論、救済措置は存在し、こうした模倣行為に対して民事でも刑事でも争う途はある。イスラム刑法第529条(既述)、旧商標・特許法第46条、そして新法である産業財産権法にも刑罰および罰金があり、これについては既に述べた。

イランにおける産業財産権の保護は新法である2008年制定の産業財産権法によるが、この法の下の特許、工業意匠および商標の登録はWIPO(世界知的所有権機関)の修正モデルをベースにしている。

一般的に言ってイランにおける民事法は、家族法あるいはこれに類する法律のようなイスラム法(宗教的なもの)の規則に由来するものは別であるが、知的財産権法を含めて英国法やコモンローよりはフランスの法制度を取り入れたものとなっている。

現在、知的財産権に関する民事訴訟はテヘラン民事裁判所第3部という特別の法廷で扱われている。刑事事件の場合はテヘラン検察庁第1部で審理がなされる。刑事犯罪がイランの地方で行なわれた場合には、検察官は予備的な捜査を行うよう捜査令状を発付し、その捜査ファイルを被告人裁判のために送り戻すよう命ずる。

上記のこれら裁判所あるいは検察庁が独占的あるいは排他的な権限をもっているというわけではなく、このような事件ではこれら機関に扱わせるのが一種の慣行となっているということである。

民事であれ刑事であれこれらの裁判は第1審であり、出された判決に対しては被告人に判決が送達された日から20日以内に控訴裁判所に控訴することができる。イランには最高裁判所はあるが、イスラム法に反する控訴裁判所の判決を取り扱う。それゆえ、商標あるいは特許に関して控訴裁判所が認めた判決は最終でかつ拘束力のあるものとみなされる。

民事訴訟と刑事訴訟との違いは民事訴訟では権利侵害をされた商標が登録(あるいは登録出願)に基づいたものであり、その場合の訴訟はまず取消を求めるものである。これに対して、刑事訴訟の場合は通常、先行する登録や出願がないケースである。

いずれのケースにせよ原告は、

1. 発生した損害と今後見込まれる利益の喪失に対する損害への賠償を求める
2. 侵害品の押収命令を得るには被告が勝訴する場合に備えて(押収による)損失をカバーするために担保を提供することをしばしば要求される。
3. 問題のフォローアップのために弁護士を選任する
4. 選任された弁護士に与えられる委任状は当該国により公証され、当該国にある領事館で認証を受けたものである必要がある。

イランでは商標および特許の登録並びにこれから発生する訴訟を専門に扱っている法律事務所はほとんどない。なお、これら法律サービスは認可を受けた弁護士のみができることに留意する必要がある。また、外国あるいはイランの代理人が商標課の審査官として業務を行うことは許されていない。商標や特許は、登録することによって保護されることになる。

商標および特許は、登録されると、その使用・実施についての排他的権利、およびその権利に対する模倣（その模倣商品が、同一もしくは類似の商標を付けているか、模倣した外観や装いをしているか、あるいは製品の原産国について一般消費者に誤解を与えるものであるか否か、は問わない）による侵害について訴訟を起こす排他的権利が生じる。

権利侵害が発生した場合に、裁判所は権利者あるいはライセンシー（権利者が権利侵害に関する救済措置のための訴訟の提起を拒絶した場合）に、裁判所は侵害あるいは急迫している侵害を差し止めの承認をするだけでなく、損害賠償を認め、法を執行するためにその他の措置を認める（法60条）。

第15条（特許権の効力に関する規定）、第28条（工業意匠権の効力に関する規定）および第40条（商標権の効力に関する規定）あるいは第47条（商号の違法使用）に規定されているような違法な行為を故意にする者は権利侵害を構成し犯罪とされて、1千万イラン・リアルから5千万イラン・リアルの罰金または91日から6ヶ月の禁固、あるいは双方の刑に処される。

第2節 行政的救済措置

イランでは、特に模倣が国内で行なわれた場合、模倣商品の種類によって、行政上の措置または私的な措置を通じた、模倣に対する多くの救済措置がある。

しかし、民事裁判所で訴訟手続きを起こして、その商標の取消を請求し、その上で、市場におけるその商品の差押えを請求する訴訟を起こす必要がある。

1. 政府関係機関への助力要請

1) 保健省

薬剤、食料品、および化粧品は、保健省の許可に基づき製造される。

かかる商品の製造業者は、製品の包装紙、包装、箱などに許可番号、製造日および有効期限を印刷しなければならない。

商品の品質に対する公衆の信頼を確保するため、かかる製品の多くには、「イラン工業科学研究規格機関（Iranian Industrial and Scientific Research Standard Organization）」のシールが貼られる。

上記の要件にもかかわらず、我々の課題は、模倣商品に対し同一か、または類似の商標登録によって保護されていないケースに関わっている。

従って、問題を薬剤、食料品および化粧品に限定すると、かかる場合には、本件は保健省に問題を持ち込むことができ、そうすれば、同省が模倣商品の生産を停止させるための適切な行動を取るであろう。

2) 科学技術省

コンピューター・ソフトウェアの模倣または贋造のケースでは、科学技術省に問題を持ち込むことができる。我々の経験では、この件に関して、同省が何らかの行動を取る可能性がある。

イランには、外国の著作、技術的著作物、または芸術的創造物を保護する著作権法はないが、かかるケースで、科学技術省がソフトウェアの保護に関心を示したのを我々は見ている。

3) 電子・電気機器

イランでは、不幸にして、国内製品または輸入製品の双方に関して、電子・電気機器に登録商標を無許諾で使用するケースが頻繁に起こっている。

犯罪実行者を告発するには、裁判所で訴訟手続きを起し、模倣製品の差押え命令を取得することが必要であるが、関係政府当局に苦情を申立て、模倣に対する必要な措置を講じて貰うこともできる。

2. 商標課への異議申立て

模倣商品がいつも全く同一の外国または国内の登録商標を付けているとは限らない。むしろ、模倣商品の製造業者は、一般の消費者を誤解や誤認に導くためかかる登録商標の模倣を選択することが多い。

従って、模倣商品は、類似の商標、包装、装丁、デザイン、色彩、ならびに、似た発音、書体、外見、等々をもって市場に出される。

法的保護を取得するため、模倣商品の製造者は、しばしば、自らの商標の登録を試みるが、その理由は、1953年に施行された政府布告によって、全ての薬剤、食料品、および化粧品は、その包装に登録商標を付けなければならないからである。

もちろん、イランの商標課が、それまでの同一か、または類似の登録と対比して、各々の商標登録出願を審査することにはなっているが、かかる出願が、次の理由によって受理されてしまうこともある。

- ① 審査担当者の見落とし、または十分な注意の欠如
- ② 出願された商標が、それまでに登録されたものとは類似していないとの審査担当者の見解

かかる出願が受理された場合でも、幸いなことに、その公告がイランの官報に掲載され、それによって、いずれの利害関係者も、既に述べたように当該告示の官報掲載日から30日以内に、異議申立てを行うことができる。

従って、外国企業は、自社のイランにおける貿易代理店または商標代理人に、公告された出願を注意深く見守らせることによって、監視しなければならない。

出願人が異議申立てに応じない場合には、既に述べたように異議申立ての送達日から 60 日以内に裁判所に付託されることになる。

3. 私的な措置

1) 法定通知

かかる状況が発生した場合には、模倣商品の製造業者／流通業者／販売業者に対して法定通知を行い、それによって、当該製品を短期間（たとえば 1 ヶ月以内）に市場から撤去するよう要求し、かつこの要求に応える旨を約束した書状を取り付けるのが一般的なやり方である。

もちろん、この通知には、上述の約束が不履行の場合には、問題を裁判所に付託する旨の警告を織り込む。

上述の法定通知を送付しても、いつも解決が得られたわけではない。問題を友好的に解決し、裁判沙汰を回避しようとするのは、正直者だけだからである。

法定通知は、テヘランの（または、問題がいずれかの郡で発生した場合は、その郡の）国民裁判所（Public Court）の事務局が送付、送達する。法定通知は裁判所での訴訟行為ではないが、受取人に裁判所での訴訟が控えていることを警告するための訴訟前手続きと呼ぶことができる。

2) 私的通知

裁判所の事務局が送付する法的通知を、一種の無礼な方法であるとみなす人もいるので、同じ通知を、相手方に対して、私的な手段で、たとえば、書留郵便、ファックス、あるいは電報でも送ることができる。但し、受取りが発行されない E メールは使用することができない。

もっと穏やかな方法もある。たとえば、電話で話すとか、あるいは個人的に話して、意図する警告を伝える方法である。

3) マスメディアでの広告

もう一つの推奨すべき方法は、国内の新聞、ラジオ、テレビで広告するか、または市場に通知を流して、消費者に、一定の登録商標が贗造されていること、およびその商標を付けた製品は模倣商品である旨を警告することである。

こうした広告や通知は模倣商品にとって大きな打撃であり、販売が目立って減少することが証明されている。

まとめとして、筆者は次のように付言したい。すなわち、行政的手段は数も多くもなく、また司法的訴訟ほど効果的でもない。

多くの事例では、行政当局は、出願人に対して訴訟手続きを起すよう勧告している。その理由は、犯罪実行者の訴追、模倣商品の押収、差止命令の発行、および被告に対する判決の申渡しは、国民裁判所の裁判管轄の範囲にある事柄であるからであり、特に、模倣商品が登録商品により保護されている場合には、その取消は国民裁判所の排他的行為能力に関わることがらであるからである。

微々たる可能性だが、模倣商品を押収できる可能性もある。それは、通関前に税関で差押えるか、独立国家共同体に向けてイラン領を通過中のトラックやトレーラーを押収することである。しかし、かかる救済措置は、行政当局が実行するか否か確かではない。

模倣商品との戦いの詳細については、模倣に対する「民事訴訟、国境（水際）措置、および刑事訴訟」を扱う次章で説明する。

第3節 民事訴訟

模倣に対する民事訴訟は、次の二つの主要部分に分かれる。

（注：産業財産権法の実施規則が制定されていないため（2008年現在）、以下のものは施行規則が制定された場合に変更となる可能性はある。）

1. 同一／類似商標の出願に対する訴訟

これまで説明したように、通常、模倣製品は、その原産地について一般消費者に誤解を与える目的で、類似の登録商標を付けている。この目的のため、模倣商品の製造業者は商標を登録しようとし、そして、その出願は商標課に対して行なわれる。

登録事務官が、当該出願日より前に登録済みの同一かもしくは類似の商標に関して審査を行う際に、その受理に対する障害を認めない場合には、既に述べたよう当該出願の公告が官報に掲載されることになる。この公告により、いずれの利害関係者も、その官報掲載日から30日以内に、異議申立てをすることができる。登録事務官は、その異議申立てを、模倣商品に対する保護を取得しようと企てる者に連絡する。

この段階で、次の、二つの状況が進展する。すなわち、

- ① 出願人が異議申立てに応じて出願を取り下げるか（但し、こうしたことは、ほとんど起こらない）、または
- ② 出願人が異議申立てを応じない（不承知）、
のいずれかである。

後者の場合、既に述べたように利害対立当事者は、異議申立て対象の商標登録出願の拒絶を求めて民事裁判所に2ヶ月以内に訴訟を提起することができる。

民事裁判所における訴訟手続きについては、「3. 訴訟の手続き」で後述する。

2. 同一／類似商標の登録に対する訴訟

既に述べたようにイランの産業財産権法第41条によれば、登録商標に対して利害関係人は民事裁判所で取消請求をすることができる。

このような訴訟の多くは原告の既に登録された商標に基づいてなされるものであり、外国人である原告の商標がイランで登録されている場合についてのものである。だから、係争対象は主として、一般消費者に誤認混同を惹起するような、まぎらわしい商標である。仮に、被告の商標が、外国人である原告のイランで登録された商標と区別できないものであれば、理論的には、商標の出願段階で商標課から拒絶されているはずである。

「商標に関して、旧施行規則第 9 条で言及する類似性とは、外観、発音、書体または通常の消費者に誤解を生じさせる他のいっさいの方法、の観点からのものである。」

お気づきの通り、類似性に関する観点は人によって異なるものであるから、二つの商標の「類似性」に関する上記の定義には、議論を呼ぶ余地がある。

このことは、裁判所での訴訟にも当てはまり、ある裁判官は二つの商標は類似していると判断し、他の裁判官は類似していないと見なす可能性がある。

筆者は次のように強調しなければならない。すなわち、当該法律にせよ、判例にせよ、一般消費者に誤解を生じさせる程度に類似していると見なすか、または類似していないと見なすかの判断の基礎、基準、原則については規定が無い。換言すれば、司法的判断は裁判官の見方一つにかかっているということである。

従って、かかる訴訟では、我々は通常次に述べる問題に遭遇する。

- ① かかる事例における判決は、必然的に、ある一定の国の社会的、文化的状態、識字率、消費者の種類（たとえば、キャンディ、チョコレートまたはチューインガムを例にとれば、消費者の大部分は、子供が読み書きのできない女性、あるいは、場合によっては男性である）に基づいたものとならざるを得ない。消費者が誤解する率は、たとえばスイスと同じでないことは明らかである。
- ② 従って、教育を受け、経験を積んでいる裁判官は、当然のことながら、購入する商品の商標の差異を注意して見つけることができるゆえ、通常の消費者の良いサンプルではない。そうした理由により、筆者が、イランの「Nars」商標の取消を請求する法廷でアメリカの Mars Inc. の代理人を務めた「Mars 対 Nars チョコレート事件」では、一審裁判所の裁判官は、二つの商標は類似していないとの見解を示した。この事例は、幸いにして、控訴裁判所が前記の判決を覆したので、イランの商標「Nars」の登録は取消された。
- ③ かかる事例では、一人または複数の消費者が誤解をさせられた、または、換言すれば真正商品ではなく模倣品を購入させられたという証拠はいっさい提出されない。お気づきの通り、請求はすべて、模倣された商標が商品の原産地に関して一般消費者に混乱を引き起こす恐れがある、との申立てに基づいたものである。

挙証責任は原告にあることが、事態をいっそう悪化させる。

- ④ 最近、多くの裁判所が、この問題について専門家の意見を求めている。筆者の意見

では、これは全く間違った手続きである。その理由は、専門家はその分野を専門にしている者であり、錯誤の確率は通常の消費者よりもずっと小さいからである。

3. 訴訟の手続き

商標登録取消は、(正式事実審理を経ない) 略式訴訟によって審理される。換言すれば、訴訟当事者は、法的準備書面または請願書を交換せず、請求の原因及び趣旨が正式に提出されると、裁判所は審理日を設定する。この審理日は、イランの裁判所が係属中の多数の事件や審理を抱えているため、4ヶ月から5ヶ月先となるのが通例である。

請求を裏付ける全ての文書を、請願書に添付しなければならない。請求が起こされた後は、他の文書をいっさい提出することができない。外国語で書かれた文書は、イランの民事訴訟法 (Civil Procedure Act) に従って、宣誓翻訳人がペルシャ語に翻訳しなければならない。

一般的には、第一審裁判所 (これをイランでは「国民裁判所」と呼ぶが) は、審理のための最初の開廷期間が終わると判決を下す。但し、係争案件について専門家の意見が求められた場合は例外で、この場合、かかる意見を受け取ってから判決が下される。

第一審裁判所の判決については、控訴裁判所に上訴することができるが、この上訴の後、当該訴訟は終結する。

もちろんのことながら、裁判所が、類似商標の登録取消を命じる判決を下すまでは、かかる登録商標の所有者はそれを自由に使うことができる。但し、捏造商標を付けた商品の生産の停止を求める差止命令が請求された場合はこの限りではない。なお、差止命令を請求するには、被告の偶発的損失を補償するため、供託金を裁判所に積む必要がある。

差止命令を請求しない場合、原告は、この商標登録取消訴訟で勝訴すれば、登録取消請求の訴訟費用、逸失利益など、被った損害の賠償を求める請求を行うことができる。

一般的に、かかる訴訟には、少なくとも1年間を要すると覚悟しなければならない。しかし、様々な理由によってもっと延びる恐れもある。

どの国でもそうであるが、「良い」裁判官と「悪い」裁判官がいる。かつて、日本が行なった「GMB」商標の登録出願が「GM」商標に抵触するとして、米国の General Motors が提起した商標登録侵害訴訟で、筆者は日本側出願人の代理人を務めた。一審裁判所では、混乱を引き起こす程度に類似しているとして敗訴したが、その後、控訴裁判所は、日本の「GMB」商標は企業名 (GLOBAL MANAGEMENT BUSINESS) の省略形であって「GM」商標を模倣する意図は一切なかった旨の我々が提出した証拠、およびその他の抗弁の根拠に納得して、判決を覆した。

4. 模倣商品の調査

我々がしばしば巻き込まれる困難の一つは、依頼人が、どこであれ、模倣商品が存在する場所で訴訟手続きを取るようにと指図して来ることである。これは、時として、イラン全土で訴訟手続きをとることを意味し、事実上不可能である。イランの領土は広大であり、そのように多数の裁判を起こすことはできないし、また、多数の裁判に要する費用、訴訟

費用、弁護士費用、旅費等々は莫大なものになる。

しかし、我々の経験では、所在地がテヘランであれ、あるいは、たとえば、イラン北部の大都市である Tabriz であれ、模倣商品の製造元に対して、訴訟による攻撃をかければ、その模倣商品は、他の場所でも姿を消してしまう。それは、至るところにいる販売業者が、その訴訟を伝え聞いて、その訴訟に連座することを恐れるからである。

5. 貿易代理人の協力

模倣商品の製造・販売に関わる訴訟のために指名された法律専門家は、製造者ならびに流通業者および販売店の住所を知らない。こうした場合、市場情勢を熟知しており、かつ必要とする住所を提供できる外国企業の貿易代理人の協力が絶対に必要である。そして、その協力は、当該訴訟で勝訴した後でも、テヘランおよび地方（裁判所の命令により商標を取消された被告が、ひそかに、模倣商品の流通・販売を続けている可能性がある）の双方で、模倣商品が存在しなくなったのを確認する調査を行うためにも、絶対に必要である。

6. 裁判地

ペルシャ湾の Kish、Chabahar および Queshm Islands が、輸出商品、投資および事業等の免税といった多くの貿易上の便宜を持つ保税地域となり、工業所有権局を含む国の新しい局が設置されていた。そのため、これらの保税地域で独自に商標や特許出願の登録が行われたために二重登録など問題が発生していた。かかる商標登録の取消請求は、これらの保税地域の裁判所で起こさなければならず、その結果、請求の原因及び趣旨の提出、公判、中断・延期される審理への出席、等々のための出張が必要となって、追加の時間と費用が必要となっていた。

しかし、最近の改正で商標や特許の出願はすべてテヘランで行うこととなり、これら保税地域で出願されたものもテヘランの産業財産庁に送られることになった。したがって、異議申し立ても侵害訴訟もテヘランで行われることとなっている。なお、この改正の内容は公表されていない。

7. 特許に関わる訴訟

イランの裁判所の全歴史を通じて、少なくとも、イランの旧商標特許法が施行された 1931 年以降、特許を巡る訴訟はほとんど無いが、その理由は次の通りである。

- ① 法律によって、登録前の特許出願の開示は刑法違反とされ、従って、商標とは異なり、特許出願は公告を目的として官報に掲載されることはないの、当然のこととして、特許出願の拒絶を請求する訴訟は無かったし、また、その可能性も無かった。
- ② 筆者が知る限りでは、イランの個人または法人が出願した数少ない発明特許について、その取消を求める何らかの訴訟が提起されたことはほとんど無い。

工業意匠の模倣行為に対する告訴の事例は多いが、残念ながら、08 年の産業財産権法により漸くイランでは意匠権または実用新案権を保護する法律が施行された。

- ③ 我々が知る限りでも、特許権の侵害に対して外国企業がイランの製造業者に対して提起した訴訟はわずかに数例しかない。
- ④ イランでは、圧倒的多数の特許が外国の出願者により出願され、保持されてきているので、イランにおいては、特許侵害訴訟はいずれも、意外なことながら、外国の2企業間で持ち上がっている。

1977年に、イランの裁判所で、大製薬会社2社、すなわちイギリスのBeechamグループ（現在のSmithKline Beecham社）と米国のBristol Meyers社との間で訴訟が起こり、Beechamグループは、米社を相手取って、米社が有名な抗生物質「Ampycillines」を、同製品を、外形まで模倣することによって、模倣したと申立てた。

しかしながら、1979年2月にイランでイスラム革命が勃発したことにより、あるいは他の理由により、両当事者は和解し、イランの裁判所での訴訟を放棄した。

放棄しなかった場合、その事案を医薬品専門家に照会するとしても、外観が同じカプセルのサンプルだけで、イランの裁判所は、どのようにしてそれが特許侵害だと見破ることができたのだろうか、筆者は疑問に思っている。

第4節 刑事訴訟等、救済措置

長年にわたり、イラン刑法典は、登録商標および特許権の侵害に関しては、かかる犯罪の実行者に対する禁固刑または罰金を含め、必要な規定を備えていた。

1979年のイラン・イスラム革命の前は、同一で、混同させるほどに類似する商標名を持つ、かかる模倣商品の輸入業者、輸出業者、販売者、および流通業者は、イラン刑法典第249条が処罰していた。同法律条項には、本件に関連して次のような二つの法律上の定義が与えられていた点に留意しなければならない。

- ① 登録商標または特許権の模倣とは、その特徴に何かを加え、その特徴から何かを取り除き、あるいは、その特徴を部分的に変えることによって、製品の原産地について通常の消費者に混乱を与えること、とすることができた。
- ② 通常の消費者とは、係争商品について特別の情報を持たない消費者とする。

しかしながら、イラン・イスラム革命の後、この国の刑法典は、イスラムの宗規と見解に適合させるよう改定されたが、幸いにして、模倣商品を処罰する部分は、小さな修正がいくつかあったものの、保持された。

当該条項がイラン刑法典に最後に現れたのは1994年のことであった。その時点では、模倣商品に関するこの章は、いくつかの小さな限定が付けられたが、改定された刑法典の中に含まれた。

1997年になり、現行イラン刑法典がついに国会を通過した。全く驚いたことには、模倣商品に関わる犯罪実行者の訴追および処罰に関するこの章は、根拠または理由について何の説明も無しに、全て削除された。

筆者は、この不可解な事態について、および係続中の訴訟はどうなるのかについて、司法省法務部に個人的な問合せをしたが、受け取った回答は決して満足できるものではなかった。

上記にもかかわらず、模倣事例において刑事訴訟手続きをとることが全く不可能ということではないこと、および、我々はかかる犯罪実行者の訴追のため次のような他の法律を引き続き利用していること、を強調しなければならない。

1. 1931年に施行されたイラン商標特許登録法第46条は次のように規定している。すなわち、商標および特許に関わる刑事上の申立ては、テヘランの外で違反が行なわれたか、または、テヘランの外で犯罪実行者が拘置されても、テヘランの裁判所で審理すると規定している。この場合、予備的取調べは当該違反が行われた場所で行われ、その一件書類がテヘランの裁判所に送られて審理されることになる。
2. 同法第47条は、刑事上の審理の中で、被告が商標または特許の所有権を主張する場合には、刑事法廷はこの件を考慮に入れて、それについての判断を下すと規定している。
3. 同法第48条は、証拠確保の方法、商標または特許の登録により獲得した権利と相反する製品の没収、ならびに、刑事訴訟を提起しない場合に証拠または没収が無効となる期限は、法務省が発表する規則に従うと規定しており、また、法務省が、この目的の

- ために、税関職員など、司法・行政当局者を任命するとしている。
4. 4. 1958年に施行された、上記法律（31年法）の施行規則第63条は、何らかの商標または特許の所有者は、模倣製品が発見された場所に最も近い裁判所の命令により、かかる製品の詳細なリストを作成することができると明確に規定している。申立ての対象となった商品が、まだ税関上屋にある場合には、その裁判所命令の執行は税関職員が行うか、そうでなければ、司法官吏が行う。上述の製品の没収は、当該裁判所命令の中で明示的に特定されている場合には可能である。商品の没収を請求する場合には、商標または特許の所有者は、被告の偶発的損失に備えて、裁判所に十分な担保を積まなければならない。
 5. 上述の規則第64条（31年法の施行規則）に従って、民事または刑事訴訟手続きにおいて、原告（権利主張者）は、司法当局に対して、模倣商品または模倣商品の差押え、ならびにかかる製品の製造停止を求める差止命令を請求することができる。これらのケースで、司法当局は、得べかりし利益の逸失も含めて、被告の偶発的損失を補填するため、十分な担保を要求することができる。原告が、没収命令または差止命令の執行後10日以内に、その主張の理非曲直の判断を求める法的措置を取らないと、上記の命令は無効とされ、原告は被告が被った損失に対して責任を負う
 6. 新法である08年産業財産権法で、既に述べたようにその第61条に故意に産業財産権の侵害したものは禁固あるいは罰金の刑に処されることが規定された。（注：08年現在、08法の施行規則は制定されていない。）
 7. 7. 1959年、政府はある行政命令を実施したが、これにより、薬品、化粧品、および食料品に登録商標を印刷または貼付することが義務付けられた。
 8. 現行刑法典、同業組合法（Guilds Association Law）、および1993年に施行された「標準化と産業調査のための法律」（Law for Standardization and Industrial Research）の中に、捏造製品に関する若干の規定を見つけることができる。しかし、正直に言って、それらの規定は、けっして全ての種類の模倣商品をカバーするものではない。
 9. 最後に、一般的意味における模倣品を、単に、真正製品ではなく不法な見せかけの模倣製品の詐称通用（パッシング・オフ）を意味するとして、詐欺行為と定義できるのであれば、1989年に実施され、刑法典に組み込まれた「贈収賄、横領および詐欺行為を犯した者に対する刑罰加重のための法律（Law for Aggravation of Punishment of Bribery, Embezzlement and Fraud Perpetrators）」の第1条を適用することができる。この条項は、模倣商品の事例をカバーすることができるが、その理由は、上述の法律における「詐欺行為」には、「人々の資金、物品または財産を占有する目的で人々をだまし欺くための詐欺的な措置を講じること」が含まれるからである。模倣者は商品の消費者を詐称通用（パッシング・オフ）によりだまし、消費者の資金を占有するために製品の装いを凝らしているのであるから、これらの規定を模倣商品にも適用できることは明白である。

上述の点を考慮して、我々は、模倣商品に関わる刑事訴訟は、犯罪実行者の訴追および擬似製品の差押えも含めて、なお実行可能であると結論することができる。

第5節 模倣に対する水際措置

イランの税関法はその第40条12号で企業の名称、商標、その他の特徴が本来の製造者、製造地、商品の特徴につき消費者を誤認させるようなものである場合は、輸入が許可されないとしている。しかし、原告は、被告側の偶発的損失に備えて供託金を積むよう定

められており、その金額は裁判所の自由裁量で決まる。上述の法律条項は模倣商品の輸入と輸出の双方に適用することができ、また、請求は刑事、民事双方の局面を持つことになる。すなわち、不正貿易に対する刑事の局面と、得べかりし利益を含む被った損失に対する民事の局面である。

税関における水際措置は以下のようなものである。

- (1) 模倣品が税関内に留まっていること。
- (2) 模倣品を押収するための早急の措置が裁判所によってとられること。
- (3) 裁判所の裁量により、輸入者の不測の損害を補償するために十分な担保が積まれること。
- (4) 公的な専門家が当該商品が偽物であるか否かを確立すること。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。